

仙崎・萩かわら版 118 (イチイチハチ)

海の安全を願って! 第158号 令和4年1月

愛します!守ります!北浦の海!
海の事件・事故は“118番”

今月の観天望気:冬の高晴れと姑のカラ笑いは後が怖い。
※冬の日本晴れは、3日も続かず天気がくずれ易いこと。

仙崎海上保安部 (TEL:0837-26-0241)
萩海上保安署 (TEL:0838-22-4999)
メール jcg7senzakikotsu2-4k7w@mlit.go.jp

海のもしもは118番!!

118番は、海の事件事故に迅速かつ的確に対応するため、**海上保安庁の緊急通報用連絡番号**として運用しています。

また、電話がつながると同時に、通報者の位置情報を受信できるようにもなっているため、GPSをONにしたうえで通報をお願いします。



事件・事故等を見かけた際は、迷わず**118番**!!

小型船舶乗船者の救命胴衣着用が原則義務化!

〈違反した場合、船長は令和4年2月1日から、違反点数が付与されます〉
(※添付リーフレットご参照)



仙崎・萩管内の海難発生状況 (12月末現在:速報値)

◇船舶事故

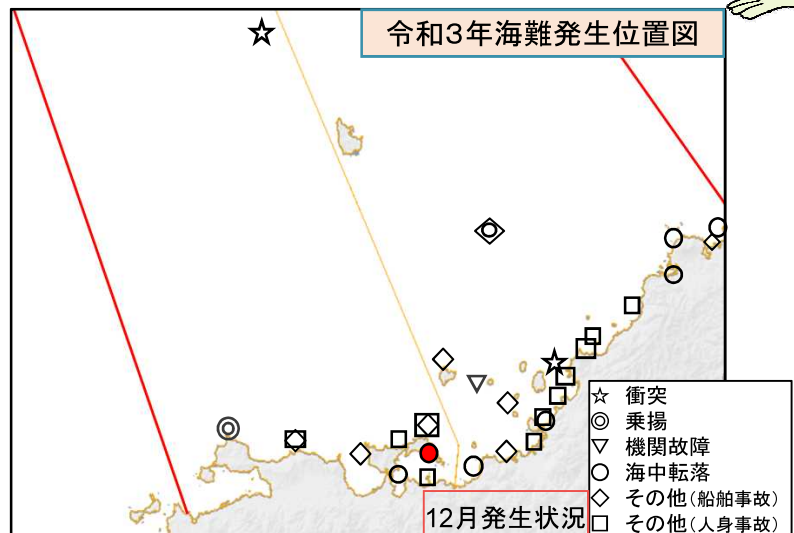
事故の種類	12月	R3年(累積)
衝突	0 (0)	4 (0)
乗揚げ	0 (0)	1 (0)
機関故障	0 (0)	1 (0)
その他	0 (0)	8 (3)
計	0 (0)	14 (3)

※()内は、死亡・行方不明者数

◇人身事故

事故の種類	12月	R3年(累積)
海中転落	1 (0)	8 (4)
その他	0 (0)	16 (6)
計	1 (0)	24 (10)

※()内は、死亡・行方不明者数



気象・海象は仙崎海上保安部の携帯サイトで
アドレス:<https://www6.kaiho.mlit.go.jp/07kanku/senzaki>
二次元バーコードはこちらです。スマートフォンのカメラから読み取ることができます。



仙崎海上保安部からのお知らせ

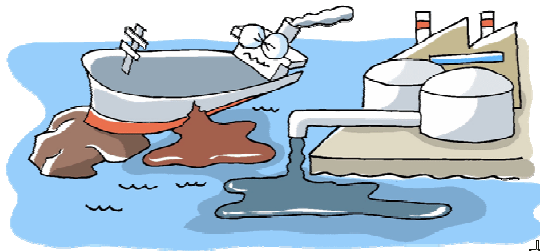
海の「もしもは」118番！！

こんな時は迷わず『118番通報』をお願いします！

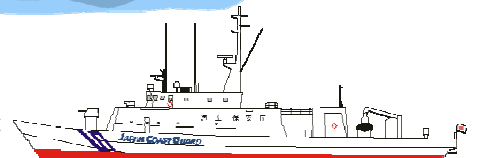
- 溺れている人を発見した
- 船が事故を起こした、又は船の事故を目撃した
- 沿岸で見かけない不審な船や物を目撃した
- 不審な船から人が降りてきている、物を降ろしているのを目撃した
- 漂流船や漂着船を発見した



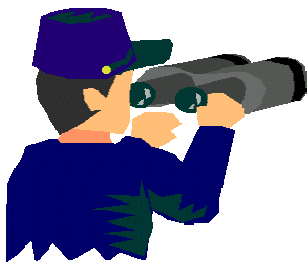
- 海に油などが流れているのを見つけた
- 海にごみなどを捨てているのを見つけた



あつ!!と思ったら118番



海の事故ゼロへの願い

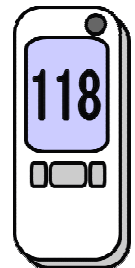
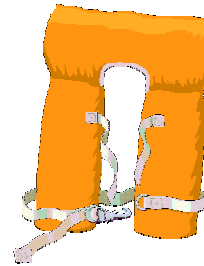


【自己救命策3つの基本】

- ・ライフジャケットの常時着用
- ・携帯電話などの連絡手段の確保
- ・海のもしもは「118」へ通報

【船舶事故防止3つの取組み】

- ・発航前点検の実施
- ・最新の気象海象情報を入手
- ・見張りの徹底



未来に残そう青い海

仙崎海上保安部では「未来に残そう青い海」をスローガンに、海洋環境保全のための指導・啓発や海洋環境事犯の取締り等に取り組んでいます。

- 海にごみや要らなくなった物を捨てないでください。
- 海に油などを流さないでください。

『海があなたの職場に！』あなたも海保で働きませんか！

Let us work together!



私たち海上保安官は、海難救助、海上での犯罪予防・捜査、船舶交通安全の確保、海洋調査など、海に関わる様々な分野で仕事を行っています。仙崎海保では北浦の海を守るため、そして誰かの笑顔につながることを信じて、皆が誇りをもって日夜頑張っています。海に志のある方、興味のある方、是非私たちと一緒に海上保安庁で働いてみませんか？地元長門出身の先輩もいっぱい活躍しています！

採用や仕事内容について詳しく話を聞きたい！

海保のことをもっと知りたい！

そんな方、お気軽に仙崎海保までお問い合わせください！

(お問い合わせ先)仙崎海上保安部管理課 ☎0837-26-0241

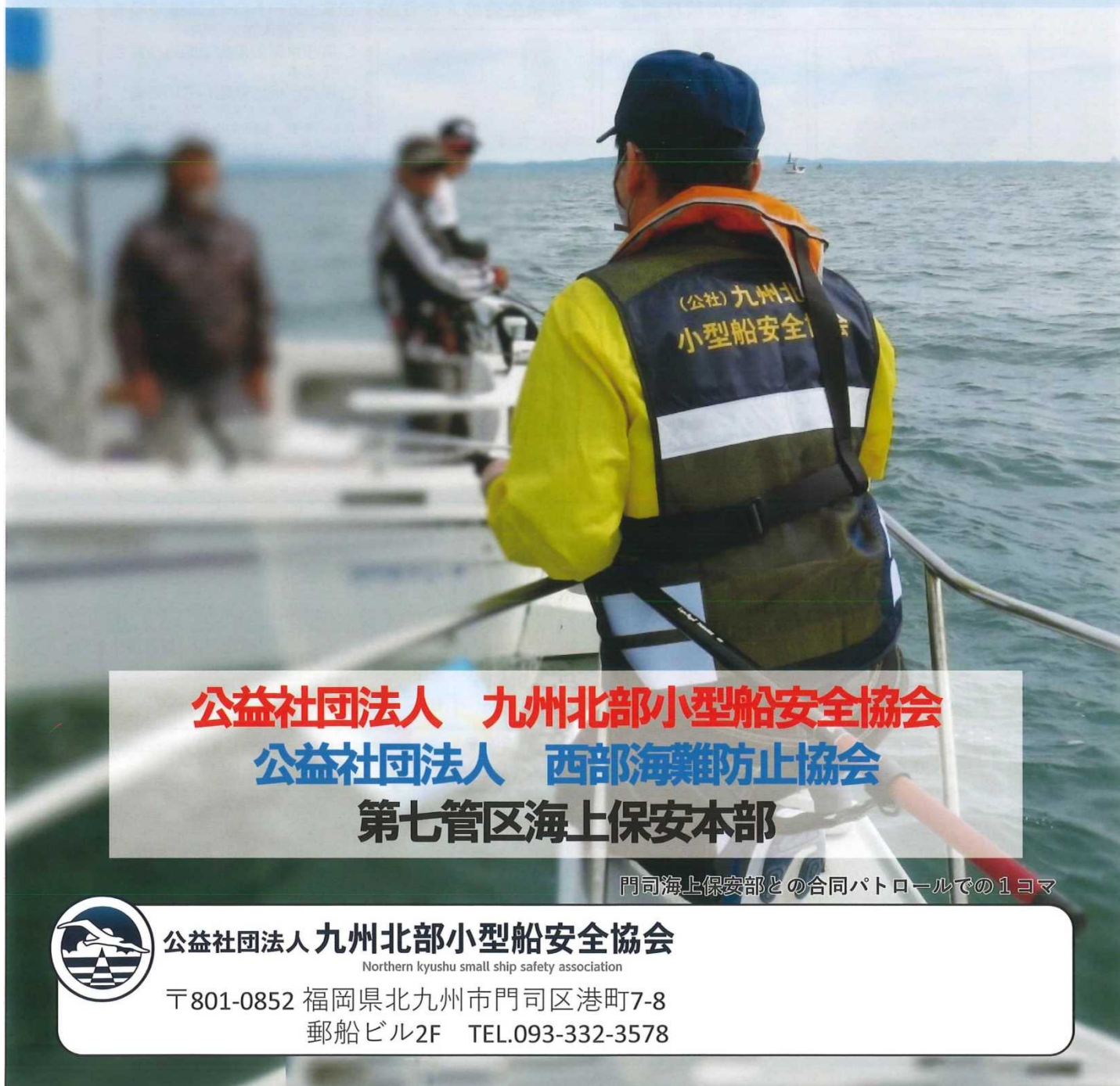


ライフジャケットは命を守ります

ライフジャケットを着用しましょう。ライフジャケットを着用すると生存率が2倍になります。

(公社)九州北部小型船安全協会は、海上保安庁とともに小型船舶乗船時のライフジャケットの着用を促進していきます。

(令和4年2月1日から違反点数付与)



公益社団法人 九州北部小型船安全協会
公益社団法人 西部海難防止協会
第七管区海上保安本部

門司海上保安部との合同パトロールでの1コマ



公益社団法人 九州北部小型船安全協会

Northern kyushu small ship safety association

〒801-0852 福岡県北九州市門司区港町7-8

郵船ビル2F TEL.093-332-3578

小型船舶操縦士の免許が必要な船舶の乗船者には ライフジャケットの着用義務があります!

令和4年2月1日から、船長に対して違反点数が付与されます。

～～小型船舶操縦者の遵守事項～～

酒酔い等操縦の禁止 	自己操縦義務違反 	危険操縦の禁止 	ライフジャケットの着用  <ul style="list-style-type: none"> ○水上オートバイに乗船する者 ○満12歳未満の子供 ○単独乗船の漁船で漁労作業をする者 ○暴露甲板に乗船している者 <small>ただし、命綱等を装着している場合や旅客船の乗客、船室内にいる場合等は除外されます。</small>
発航前の検査義務 	見張りの実施義務 	事故発生時の人命救助 	

平成30年2月1日から、船舶職員及び小型船舶操縦者法が改正され、船長が守らなければならない遵守事項が強化されています。

ライフジャケットに関しては、小型漁船を含む全ての小型船舶操縦士の免許が必要な船舶の乗船者にライフジャケットの着用が原則義務化されています。違反した場合、船長は令和4年2月1日からは、違反点数2点（他人を死傷させた場合は5点）が累積点数に付与されます。

累積点数が3点を超え行政処分基準に達すると累積点数に応じて最大で6ヶ月の業務停止の処分を受けることとなります。

※業務停止期間は船長として小型船舶の操縦は出来ません。

※有料の再教育講習を受講すれば業務停止期間を短縮することが可能です。



■遵守事項違反点数

違反の内容	点数	他人を死傷させた場合
酒酔い等操縦、自己操縦義務違反、危険操縦、見張りの実施義務違反	3点	6点
ライフジャケットの非着用※ 発航前の検査義務違反	2点	5点

■行政処分基準

		過去1年以内の違反累積点数			
		3点	4点	5点	6点
過去3年以内の処分前歴※	無	(処分の対象外)		業務停止1月	業務停止2月
	有	業務停止3月	業務停止4月	業務停止5月	業務停止6月

※令和4年2月1日より違反者に違反点数の付与開始
(事故発生時の人命救助には遵守事項違反点数はありません)

※処分前歴とは、遵守事項違反等による処分又は海難審判所の判決による操縦免許に係る処分の前歴をいいます。

海中転落による死亡・行方不明事故も多数発生しています。家族や仲間を悲しませないためにも**ライフジャケットを必ず着用**しましょう。

着用範囲等、詳細を知りたい方は国土交通省のウェブサイトにてご確認ください。

URL http://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_fr6_000018.html

